

届出書の添付図書について

宅地造成等規制法第15条第3項の規定による「届出書」には、次に掲げる図書を添付し、宅地に転用した日から14日以内に福山市長(農林整備課)に届け出てください。

なお、転用前に事前相談をされている場合は当該回答を併せて添付してください。
その場合は、転用後の **現況写真** 以外の図書の添付を省略することができます。

□ **位置図**

届出場所及び土地利用範囲を赤線で囲ってください。

□ **土地登記簿謄本及び公図の写し**

相談場所に隣接する土地の公図も併せて添付してください。
公図の写しには土地利用範囲を赤線で囲ってください。

□ **土地利用計画図、縦横断面図**

地表水の排水方向を→で記入してください。
なお、建築物の建築予定がある場合は予定建築物の位置を明記してください。
(土地利用計画図)

縦、横2方向の断面図に現況地盤線と計画地盤線(地盤高さの差の寸法を記入したもの)を記入してください。なお、現況地盤線と計画地盤線は切土、盛土がない場合も記入してください。
(縦横断面図)

□ **敷地求積図**

土地利用範囲の面積がわかるものを添付してください。

□ **現況写真**

転用前及び転用後の写真を添付してください。

敷地の現況(全体がわかるもの2方向以上)及び敷地の境界線に沿って境界の状況がわかるよう撮影してください。また、土地利用範囲を赤線で囲うとともに、説明図(写真番号、撮影箇所、撮影方向を記入)を添付してください。なお、全景写真において境界線の状況がわかる場合は全景写真を境界線の状況の写真と兼ねることができます。

